

中央
労福協

第63回定期総会を開催



2018~2019年度の活動方針等を決定

中央労福協は11月22日、東京都内ホテルラングウッドにおいて第63回定期総会を開催し、2018~2019年度の活動方針を決定しました。2018~2019年度は「2020年ビジョン」の最終年度となります。「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」実現に向け、残された課題に全力で取り組み、2年間の活動を進めていくことを確認しました。総会には、164名の代議員（委任40名）をはじめ、来賓や傍聴を含めて合計238名の参加があり、島根県労福協からは成相理事長が参加しました。主催者を代表して挨拶した中央労福協・神津里季生会長は、「世界的に協同組合の役割への評価が高まっている。協同組合自らがその社会的価値と力量を高め、労働組合と協同組合がともに運動する主体として、より強固なものにしていく必要がある。」と呼びかけました。また、中央労福協がこの間、重点的に取り組みを展開している奨学金問題に触れ、「これまでの高い壁に風穴を開け、今後の拡充への道を開いた給付型奨学金制度創設は、304万筆の署名やアピール賛同の取り組みなどの運動の成果であり、さらに大きな運動にしていこう。」、「生活困窮者自立支援制度については、「施行3年後の見直しを迎える。誰もが社会的孤立をせず、人と社会との繋がりのなかで自立できるよう、制度のさらなる充実強化が必要である。」と訴えました。

議案審議では、「東日本大震災による6万人の県内外避難生活、6千人以上の仮設住宅生活への息の長い支援」と、「熊本地震による被災で4万2千人の住民が帰宅できないでいる現状への国全体の支えあいの制度の必要性」、「ライフサポート推進における地方連合との連携にかかる協議の基本的フレームを中心で示してほしい」、「生活困窮者自立支援について、労福協や連合、労金、全労済の協同による地域支援体制の構築の必要性」等の意見、要望が出されました。これらの意見、要望に対し、中央労福協花井事務局長は、「積極的に受け止め、共に取り組んでいく」と答弁しました。討議を経て、第1号議案・2016~2017年度活動報告、第2号議案・2017年度決算報告および会計監査報告、第3号議案・2018~2019年度活動方針案、第4号議案・2018年度予算案などすべての議案が承認され、第5号議案・役員改選では、神津会長・花井事務局長が再任されたほか、新役員体制が確認され、次のスローガンを採択して閉会しました。

スローガン

- 連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくろう！
- ①労働者自主福祉運動の推進で、地域に共助の輪を広げよう！
- ②教育費負担を軽減し、だれもが安心して学べる社会を実現しよう！
- ③貧困や排除のない社会をめざして、生活・就労支援を強化しよう！

西部
労福協

「第36回研究集会」開催 テーマ「安心・共生社会の実現に向けて」



古賀連合総研理事長(写真)

- ◆とき:2017年11月9日(木)~10日(金)
- ◆場所:「岡山プラザホテル」
- ◆島根県労福協参加者(敬称略):
錦織 泰治(連合島根)、澤田 拓也(松江地区労福協)、川西 博司(雲南地区労福協)、大森 和彦(ヒラタ精機労組)、田村 健次(中国労金)、小林 正典(全労済)、松本 敏和(県労福協)

【1日目】

1. 弓立西部労福協会長、金澤岡山県労福協会長のあいさつ
2. 講演
 - ①「生活困窮者自立支援制度の成果と今後の課題」
山崎史郎前内閣官房地方創生総括官。団塊世代ジュニアの就職時期がリーマンショックと重なり、非正規雇用が多く固定化している。また、単身同居者が約180万人に上り無業者が多く、社会的な孤立も生んでいる。生活困窮者の自立支援で大切なことは、自立支援(自らの能力・特性を活かして、自立した生活が送れる支援)と共生支援(社会の中で生き、認められることを支援)との連携と人的ネットワークである。
 - ②「地域で、チームで、長い目で」糸山智栄岡山県学童保育連絡協議会会长。岡山県内でフードバンク事業を行っているが、貯蔵庫を保有しないで、SNSを活用したネットワークで食物を提供している実例の報告があった。

【2日目】

- ③「奨学金制度改善に向けた第4ステージの取り組み」北村祐司中央労福協事務局次長。2017年3月末に改正日本学生支援機構法が成立し、給付型奨学金制度が実現したが、今後、対象者数、給付金額のさらなる拡充が必要。2014年中に5年間の返済猶予を受けた人が2019年に返済が開始される、所謂2019年問題を控えている。
- ④「労働運動・労働者自主福祉運動への期待」古賀伸明連合総研理事長・前連合会長。労働運動と労働者自主福祉事業の連帶の再構築では、労働組合と福祉事業団体との「業者とお客様」の関係から「ともに運動する主体」へと再構築しなければならない。そのためには、協同組合事業という創業の初心に立ち返り、共助のツールとして労金・全労済の活用が求められる。